

「国と地方の協議」(平成27年秋)規制の特例措置に関する協議結果

特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題とその解決策	回数	担当省庁の見解						指定自治体の回答		内閣府整理			
						【担当省庁の見解における対応欄内容】 A-1:指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2:全国展開で実施 B:条件を提示して実施 C:代替案の提示 D:現行法令等で対応可能 E:対応しない F:各省が今後検討 Z:指定自治体が検討						【指定自治体の回答における対応欄内容】 a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他		【整理フラグ欄内容】 i:取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii:取組を実現するため、法令等の措置を行う方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの iii:現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの iv:自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの v:一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの vi:国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの			
						担当省庁	担当課	根拠法令等	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 (自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、 考え得る代替措置や対応策を含む)	対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理
かがわ医療福祉 総合特区	27201	へき地におけるスマートフォンなどの遠隔情報伝達装置を用いた処方箋の患者宅での交付	薬局や医療機関などの医療資源が乏しいへき地においては、処方箋を薬剤師以外の従業者が患者宅に配達して、スマートフォンなど遠隔情報伝達装置を用いて、薬剤師が服薬指導する。	服薬指導の対面の原則は、現行法で規定されているが、薬局や医療機関などの医療資源が乏しいへき地において見直すことにより、将来の遠隔医療が広がる可能性がある。	1回目	厚生労働省	医薬・生薬衛生局総務課	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第9条の3第1項 薬剤師法第25条の2	E	-	-	調剤された薬剤は、人体に対する作用が著しく、重篤な副作用が生じるおそれがあること、医師等の処方箋により特定人の特定傷病にのみ用いられるものであることから、その適正な使用を徹底するため、薬剤師が対面により、書面等を用いて必要な情報を提供し、薬学的知見に基づく指導を行う、国民の安全を守るための制度です。	対面による服薬指導は、国民の安全を守るための制度であり、平成25年の医薬品医療機器等法改正に係る附帯決議においても、対面服薬指導を行うことを義務付ける仕組みを今後とも堅持する旨決議されています。 この附帯決議の趣旨に鑑みれば、安全性の実証がない中で、ご提案のような遠隔情報伝達装置のみによる服薬指導を実施することは、適当でないものと考えています。 なお、厚生労働省は、平成27年10月に策定した薬局ビジョンにおいて、全薬局をかかりつけ薬剤師、薬局に再編していくことを示したところであります。提案県からも、実務者協議の場において、薬局ビジョンの実現に向け、スマートフォンなどの遠隔情報伝達装置のみによる服薬指導には課題もことから、地域のかかりつけ薬剤師が対面により服薬指導を行うことを推進していく旨説明を受けています。	b	今回の提案については、国において国家戦略特区に指定されている地域について、今回提案した内容の実証が行われることとなっていることから、本県においては、その状況を注視するとともに、今後さらなる検討・論点整理を行った上で、今後の対応を検討したい。	厚生労働省の見解について、自治体は了解しているため、一旦協議を終了する。 なお、自治体は今後、さらなる検討・論点整理を行うこととしているので、自治体から相談があった際には、厚生労働省は適切に対応すること。	iv
					2回目												